

2020年2月7日

航安 第54-02号

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

航空安全推進連絡会議
議長 梅津 浩
東京都大田区羽田5-11-4
TEL:(03)3742-9359
FAX:(050)3737-2918
e-mail: hq@jfas-sky.jp

新型コロナウイルスによる肺炎感染に関する緊急要請

私たち航空安全推進連絡会議(略称:航空安全会議)は、民間航空の安全を最大の課題に、運航乗務員、客室乗務員、航空機整備士、航空管制官、気象専門職、グランドハンドリングなど、日本の民間航空のあらゆる分野に働く「官」と「民」の労働者、46組合、約10,600名で組織され、過去52年にわたって活動を続けている団体です。

今般の中国湖北省武漢で発生した新型コロナウイルス肺炎の感染拡大を受けて、感染拡大を防ぐため感染症法の「指定感染症」とし、検疫法上の「検疫感染症」とする政令が施行されました。また武漢からの邦人帰還のために緊急チャーター機が運航するまでに至っております。

航空においては、航空機の安全運航が「絶対安全」は至上命題であることは言うに及びませんが、そのためには運航に携わる労働者の安全が表裏一体となっています。厚生労働省における労働衛生、健康面への対応は重要です。つきましては、航空機の安全運航のため、新型コロナウイルスによる肺炎感染に関して、運航現場における安全上、健康上の不安全、不安要素について、下記の通り要請を行います。

貴職におかれましては、真摯にご検討頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 新型肺炎の感染拡大にかかる出入国空港における水際対策として有効な施策を講じること。
 - ① 機内における接触機会を減らすため、機内サービスを簡素化(密閉パッケージ化)するとともに、機内では、保健衛生上の処置(マスク、手袋などの着用)をとるように指示すること。
 - ② 空港における検疫の際には、感染地域から入国空港における水際対策として、感染地域からの旅客と非感染地域からの旅客を区分けし検査できる施策を講じること。
 - ③ 感染地域からの旅客に対して入国審査に併せて、健康検査(調査票など)を徹底すること。
 - ④ 感染地域からの運航便に乗務した乗務員についても入国審査に併せて、健康検査(調査票など)を徹底すること。加えて感染拡大を防ぐため、科学的に立証された潜伏期間を踏まえた乗務スケジュールとするように航空会社に指導すること。
 - ⑤ 感染地域から到着する航空機に対して各空港における到着経路、駐機場含めた施策を講じ、水際対策の体制を強化構築すること。

2. 厚生労働省は、公衆衛生の向上及び増進のため日本において医学的に揺るぎない判断ができると考えます。よって厚生労働省として、新型肺炎に対する諸事案に対して速やかに臨機応変に判断し対応して頂く要請致します。

以上